

神奈川県指令県総第 1258 号

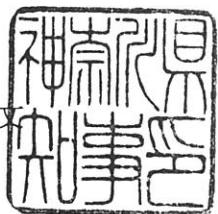
三浦郡葉山町堀内 1692 番地

森田 昌明

平成 15 年 10 月 10 日付けで申請のありました特定非営利活動法人の設立については、
特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 12 条第 1 項の規定により認証します。

平成 16 年 1 月 26 日

神奈川県知事 松 沢 成 文



1 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 葉山まちづくり協会

2 代表者の氏名

森田 昌明

3 主たる事務所の所在地

三浦郡葉山町堀内字牛ヶ谷 1874 番

4 定款に記載された目的

この法人は、住民と行政の協働によって、地域の歴史の中ではぐくまれた生活文化を受け継ぎ、現代に生かして発展させ、豊かな地域社会を築くことを目的とする。

このため、住民が自発的に行うまちづくり活動を支援し、まちづくり活動の拠点を設けて活動グループ相互の交流、連携を推進する。また、まちづくりに関する調査、情報の収集を行い、これを地域住民に発信することによって、まちづくりについての意識の向上と、まちづくり活動への積極的な参加を促す。

この法人は住民活動と行政のコーディネーターの役割をになうが、さらに自主事業も開発して、まちづくり活動全体の拡大をはかる。

また、この法人は、将来的には行政とのパートナーシップを発展させ、住民と行政が地域社会の運営を適切に分担する、新しい地域社会の創造を目標とする。